

静岡県公安委員会規則第8号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年8月14日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
掛川警察署	(略)			掛川警察署	(略)		
	掛川駅前交番	掛川市駅前69番地	掛川市のうち 葵町、 <u>青葉台</u> 、上張、 <u>旭ヶ丘1・2丁目</u> 、 <u>旭台</u> 、 <u>印内</u> 、駅前、 <u>大多郎</u> 、小鷹町、掛川、 <u>葛ヶ丘1・2・3丁目</u> 、 <u>金城</u> 、 <u>亀の甲一・二丁目</u> 、 <u>北門</u> 、 <u>喜町</u> 、 <u>清崎</u> 、 <u>葛川</u> 、 <u>久保一・二丁目</u> 、 <u>紺屋町</u> 、 <u>御所原</u> 、 <u>肴町</u> 、 <u>塩町</u> 、 <u>下西郷</u> 、 <u>下俣</u> 、 <u>下俣南一・二・三丁目</u> 、 <u>十九首</u> 、 <u>菖蒲ヶ池</u> 、 <u>城北一・二丁目</u> 、 <u>城下</u> 、 <u>城西一・二丁目</u> 、 <u>藪ヶ谷の一部</u> 、 <u>中央1・2・3丁目</u> 、 <u>中央高町</u> 、 <u>天王町</u> 、 <u>中宿</u> 、 <u>中町</u> 、 <u>長谷の一部</u> 、 <u>成滝</u> 、 <u>仁藤</u> 、 <u>仁藤町</u> 、 <u>水垂の一部</u> 、 <u>緑ヶ丘1・2丁目</u> 、 <u>南一・二丁目</u> 、 <u>南西郷</u> 、 <u>宮脇の一部</u> 、 <u>宮脇1・2丁目</u> 、 <u>柳町</u> 、 <u>谷の口町</u> 、 <u>弥生町</u> 、 <u>連雀</u>		掛川駅前交番	掛川市駅前69番地	掛川市のうち 葵町、上張、 <u>板沢</u> 、駅前、 <u>大池の一部</u> 、 <u>小鷹町</u> 、 <u>掛川</u> 、 <u>上内田</u> 、 <u>亀の甲一・二丁目</u> 、 <u>岩井寺</u> 、 <u>喜町</u> 、 <u>清崎</u> 、 <u>久保一・二丁目</u> 、 <u>結縁寺</u> 、 <u>紺屋町</u> 、 <u>紅葉台</u> 、 <u>子隣</u> 、 <u>肴町</u> 、 <u>塩町</u> 、 <u>下俣</u> 、 <u>下俣南一・二・三丁目</u> 、 <u>十九首</u> 、 <u>菖蒲ヶ池</u> 、 <u>城下</u> 、 <u>城西一・二丁目</u> 、 <u>杉谷</u> 、 <u>杉谷一・二丁目</u> 、 <u>杉谷南1・2丁目</u> 、 <u>中央1・2・3丁目</u> 、 <u>中央高町</u> 、 <u>中町</u> 、 <u>仁藤</u> 、 <u>仁藤町</u> 、 <u>緑ヶ丘1・2丁目</u> 、 <u>南一・二丁目</u> 、 <u>南西郷</u> 、 <u>矢崎町</u> 、 <u>連雀</u> 、 <u>和田</u>
				西郷交番	掛川市上西郷1791番地の3	掛川市のうち <u>旭ヶ丘1・2丁目</u> 、 <u>旭台</u> 、 <u>居尻</u> 、 <u>大多郎</u> 、 <u>大和田</u> 、 <u>葛ヶ丘1・2・3丁目</u> 、 <u>上西郷</u> 、 <u>上屋敷</u> 、 <u>北門</u> 、 <u>黒俣</u> 、 <u>御所原</u> 、 <u>五明</u> 、 <u>下西郷</u> 、 <u>城北一・二丁目</u> 、 <u>丹間</u> 、 <u>天王町</u> 、 <u>中宿</u> 、 <u>七日</u>	

			町、萩間、孕石、二瀬川、水垂、柳町、谷の口町、弥生町、和光1・2・3丁目
西部交番	掛川市大池2731番地の1	掛川市のうち 秋葉路、家代、家代の里1・2・3丁目、梅橋、大池、岡津、各和、上垂木、上屋敷、黒田、高御所、細田、沢田、篠場、下垂木、高田、徳泉、富部、長谷の一部、長谷1・2・3丁目、七日町、原川、平野、二瀬川、遊家、吉岡、領家	
(略)			
上内田警察官駐在所	掛川市和田70番地の3	掛川市のうち 板沢、上内田、岩井寺、結緑寺、紅葉台、子隣、杉谷、杉谷一・二丁目、杉谷南1・2丁目、矢崎町、和田	
(略)			
倉真警察官駐在所	掛川市倉真2400番地	掛川市のうち 倉真、初馬、水垂の一部	
西郷警察官駐在所	掛川市上西郷2574番地の2	掛川市のうち 上西郷、五明、和光1・2・3丁目	
伊達方警察官駐在所	掛川市伊達方105番地の2	掛川市のうち 安養寺、光陽、小原子、逆川、千羽、菌ヶ谷の一部、伊達方、満水、淡陽、原子、本所、宮脇の一部、八坂の一部	
千浜警察官駐在所	(略)		
日坂警察官駐在所	掛川市日坂889番地の2	掛川市のうち 大野、佐夜鹿、日坂、東山、八坂の一部	

			町、萩間、孕石、二瀬川、水垂、柳町、谷の口町、弥生町、和光1・2・3丁目
西部交番	掛川市大池2731番地の1	掛川市のうち 秋葉路、家代、家代の里1・2・3丁目、梅橋、大池の一部、岡津、各和、上垂木、黒田、高御所、細田、沢田、篠場、下垂木、高田、徳泉、富部、長谷、長谷1・2・3丁目、原川、平野、遊家、吉岡、領家	
(略)			
伊達方交番	掛川市伊達方105番地の2	掛川市のうち 青葉台、安養寺、印内、大野、金城、葛川、光陽、小原子、逆川、佐夜鹿、千羽、菌ヶ谷、伊達方、満水、淡陽、成滝、日坂、原子、東山、本所、宮脇、宮脇1・2丁目、八坂	
(略)			
倉真警察官駐在所	掛川市倉真2400番地	掛川市のうち 倉真、初馬	
千浜警察官駐在所	(略)		

	原谷警察官駐在所	掛川市本郷1414番地の1	掛川市のうち <u>居尻、大和田、上西之谷、黒俣、炭焼、丹間、寺島、中西之谷、西山、萩間、幡鎌、原里、孕石、久居島、平島、細谷、本郷</u>
(略)			
磐田警察署	(略)		
	竜洋交番	磐田市豊岡5421番地5	磐田市のうち <u>請負新田、海老島、大中瀬、岡、掛塚、川袋、小中瀬、駒場、十郎島、白羽、須恵新田、清庵浜請負新田、飛平松、豊岡の一部、中平松、西平松、浜新田、東平松、平間、南平松、竜洋稗原</u>
	十束警察官駐在所	磐田市堀之内1593番地4	磐田市のうち <u>高木、豊岡の一部、堀之内、松本、宮本、竜洋中島</u>
	富岡警察官駐在所	(略)	
(略)			
浜北警察署	(略)		
	宮口警察官駐在所	浜松市浜北区宮口1517番地の5	(略)
浜松東警察署	(略)		
	長上交番	(略)	

	原谷警察官駐在所	掛川市本郷1414番地の1	掛川市のうち <u>上西之谷、炭焼、寺島、中西之谷、西山、幡鎌、原里、久居島、平島、細谷、本郷</u>
(略)			
磐田警察署	(略)		
	竜洋交番	磐田市豊岡5421番地5	磐田市のうち <u>請負新田、海老島、大中瀬、岡、掛塚、川袋、小中瀬、駒場、十郎島、白羽、須恵新田、清庵浜請負新田、高木、飛平松、豊岡、中平松、西平松、浜新田、東平松、平間、堀之内、松本、南平松、宮本、竜洋中島、竜洋稗原</u>
	富岡警察官駐在所	(略)	
	(略)		
(略)			
浜北警察署	(略)		
	宮口警察官駐在所	浜松市浜北区宮口3182番地の2	(略)
浜松東警察署	(略)		
	長上交番	(略)	
	名塚町交番	浜松市中区名塚町159番地の1	浜松市中区のうち <u>相生町、木戸町、佐藤一・二・三丁目、天神町、富吉町、中島一・二・三・四丁目、中島町、名塚町、向宿一・二・三丁目、領家一・二・三丁目</u>

芳川町 交番	(略)		芳川町 交番	(略)	
向宿町 交番	浜松市中 区向宿二 丁目33番 1号	浜松市中区のうち 相生町、木戸町、佐 藤一・二・三丁目、 天神町、富吉町、中 島一・二・三・四丁 目、中島町、名塚 町、向宿一・二・三 丁目、領家一・二・ 三丁目			
和田交 番	(略)		和田交 番	(略)	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表浜松東警察署の項の改正 令和2年8月18日
- (2) 別表磐田警察署の項及び浜北警察署の項の改正 令和2年8月20日
- (3) 別表掛川警察署の項の改正 令和2年8月24日